

情報セキュリティ確保に関する共通仕様書

(情報セキュリティに関する規定の遵守)

1 目 的

業務委託契約、物件供給（製造請負）契約及び賃貸借契約を締結した者（以下「受注者等」という。）並びに発注者の承諾を得て契約の一部を委任され、又は請け負う者（以下「再受注者等」という。）は、松本市情報セキュリティ対策基本要綱をはじめとする情報セキュリティ対策に関する各種規程を遵守すること。

(守秘義務)

- 2 受注者等及び再受注者等は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も、同様とする。
- 3 契約の遂行上知り得た情報は第三者に使用され又は発注者の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

(目的外利用の禁止)

- 4 発注者から提供された情報資産を目的外に利用しないこと。
- 5 発注者から提供された情報資産を受注者等以外の者へ提供しないこと。ただし、再受注者等へ情報資産を提供するときは、事前に発注者の承諾を得ることとする。

(返還義務)

- 6 発注者から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

- 7 本契約における情報セキュリティを確保するため、受注者等における管理体制を確立し、発注者に報告するとともに、契約期間中その体制を維持すること。
- 8 情報セキュリティに関する教育を受注者等の組織内で実施し、情報セキュリティの確保に努めること。
- 9 再受注者等には受注者等の責任において、情報セキュリティの確保維持させること。

(身分証明書の携帯)

- 10 本契約に従事する者は、業務の遂行中身分証明書を携帯し、発注者の求めがあった場合は提示すること。

(損害賠償)

- 11 受注者等が情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、受注者等がその責任を負い、費用を負担すること。